第十四条第三項、第二十五条第一項、第二十七条及び第五十九条	患畜若しくは疑似患畜	ランピースキン病患畜若しくはランピースキン病疑似患畜
第十四条第三項	患畜となるおそれがある家畜（疑似患畜を除く。）	ランピースキン病患畜となるおそれがある家畜（ランピースキン病疑似患畜を除く。）
第十七条第一項及び第二十一条第一項	次に掲げる家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
第十八条	患畜、疑似患畜又は指定家畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜
	前三条	第十七条
第二十条及び第五十八条第一項第三号	疑似患畜	ランピースキン病疑似患畜
第二十一条第一項ただし書	政令で定める場合	家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「施行令」という。）第六条第一号及び第二号に掲げる場合に準じて農林水産省令で定める場合
第二十三条第一項ただし書	家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他	ランピースキン病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある
第二十五条第一項ただし書	家きんサルモネラ症に係るものその他農林水産省令	農林水産省令
第二十六条第一項	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。以下この章において同じ。）	まん延
第二十八条の二第二項	まん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を含む。）	まん延

第二十九条	患畜、疑似患畜及び指定家畜	ランピースキン病患畜及びランピースキン病疑似患畜
第三十四条の二第一項	飼養衛生管理基準が	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準が
第三十四条の三	第十二条の三第二項第三号	同条第二項第三号
	第十二条の四第一項	家畜伝染病予防法第十二条の四第一項
第三十六条第一項第二号	次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾病	ランピースキン病
第五十八条第一項第一号	患畜（次号に該当するものを除く。）にあつては、患畜	ランピースキン病患畜にあつては、ランピースキン病患畜
	政令で定める額を	施行令第九条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものを
	政令で定める額と	同条に規定する額のうち牛又は水牛に係るものと
第五十八条第三項	前二項	第一項
第六十条第二項	政令で定めるものに相当する額	施行令第十条に規定する額に準じて農林水産省令で定める額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月二十八日から施行する。

2　この政令は、令和八年七月二十七日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第二条において準用する法第五十八条第一項の規定により交付された手当金の同項ただし書の規定による返還若しくは同項の規定により交付されることとなった手当金の交付、その時までに第二条において準用する法第五十九条の規定により交付されることとなった焼却若しくは埋却に要した費用の交付又はその時までに第二条において準用する法第六十条の規定により負担することとなった負担金の負担については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

農林水産大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　石破　茂